越前市防災士の会会則

（名　称）

第１条　本会は「越前市防災士の会」と称する。

（会員資格）

第２条　本会は、目的に賛同する越前市在住又は越前市内に勤務する者で防災士資格を有する有志によって構成する。

２　防災士以外の防災有志についても、理事会の承認により加入することができる。

３　会員は、本規約「第８条２項」で別に定める「会費規定」の年会費を納めた者とする。ただし、年会費を特別な事情がなく、当該年度内に納入しなかった者は、翌年度以降退会したものとみなす。

４　入会に際しては、越前市防災士の会会員登録用紙に必要事項を記載し、会長に提出して承認を受けるものとする。

なお、入会申込書の記載内容に変更が生じた場合は会長に届け出るものとする。

５　会員は、退会、死亡又は除名によって資格を喪失する。

６　退会に際しては、越前市防災士の会退会届に必要事項を記載し、会長の承認を受けるものとする。

７　本会の名誉を毀損し若しくは著しく公序良俗に反する行為を行った者又は本規約が規定する規則に違反した者は、理事会の議決により除名することができる。

（目　的）

第３条　本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、会員のネットワークを構築し、防災士としての活動と技術のスキル向上を支援するとともに、地域の防災力を高めることを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

（１）　防災士としての活動と防災・減災技術のスキル向上に資する活動

（２）　防災と防災士・防災士活動の広報・啓発に関する活動

（３）　会員相互の交流に資する活動

（４）　その他本会の目的を達成するために必要な活動

（事務局）

第５条　本会の事務局を、越前市府中一丁目１１番２号市民プラザたけふ３階に置く。ただし、会計事務に関する事務局については、別途会計担当理事宅に置く。

（役　員）

第６条　本会に、次の役員を置く。役員は会員のうちから選任する。

　（１）　会長１名

　（２）　副会長２名以内

　（３）　理事若干名

　（４）　監事２名

２　本会に上記以外の役員、顧問およびアドバイザーを理事会の承認によりおくことができる。

３　役員等の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

４　理事および監事は、理事会による推薦者および立候補した者の中から選任し、総会において決定する。

５　会長は、理事の中での互選とする。

６　副会長は、会長が理事の中から指名する。

７　会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、理事会を招集するとともに会議を主宰する。

８　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。

９　監事は、本会の事業全般について監査を行い、総会に報告する。なお、すべての会議に出席することができるものとする。

１０　理事会は、役員が任期途中において役員を退いた場合、その後任の役員を決定することができる。後任役員の任期は前任者の残任期間内とする。

（会　議）

第７条　本会に次の会議を置く。

（１）　総会

（２）　理事会

２　総会は、年１回以上開催し、役員、予算および事業計画の決定、決算および経過報告の承認を行う。

３　総会は会員（委任状によるものを含む。）の過半数の出席により成立するものとする。

　なお、総会の招集の通知及び委任状の提出は、電子メール等の電磁的方法にて行うことができる。

４　総会の議決は、出席した会員（委任状によるものを含む。）の過半数の賛成によるものとする。

５　総会で審議すべき案件について、総会を開催することが困難又は不適当と会長が認める場合は、書面により会員に議決を図ることができる。

６　理事会は、総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。

（会　計）

第８条　本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

２　会費は、年２，０００円とする。ただし、登録初年度および学生の場合は、会費を免除する。

３　本会の会計年度は、４月１日から始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

４　本会の予算は、毎会計年度前に作成し、理事会の承認を得るとともに、当該会計年度開始後最初の総会の承認を得なければならない。

５　本会の決算は、毎会計年度終了後速やかに作成し、理事会の承認並びに監事の監査、承認を得たうえで、総会の承認を得なければならない。

（会則の改正）

第９条　本会則は、理事会の議決を経て、かつ、総会の承認により改正することができる。

（その他）

第10条　本会の目的とする防災士としての活動や、高度な技術のスキル向上を目指すために、福井県防災士会に加入するものとする。

附則

この会則は、平成２７年６月２４日より施行する。

附則

この会則は、平成２８年４月２５日より施行する。

附則

　この会則は、平成３１年４月２３日より施行する。

附則

この会則は、令和２年６月１日より施行する。

附則

この会則は、令和５年４月２９日より施行する。